

# 水産関係民間団体事業実施要領

平成10年4月8日付け10水漁第944号  
農林水産事務次官依命通知  
最終改正 令和3年3月26日付け2水港第2278号

## 第1 趣旨

我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

## 第2 事業の分類、内容等

この事業の分類、事業内容、事業実施主体、採択基準、事業実施期間及び補助率については、別表に掲げるとおりとする。

## 第3 事業実施計画

### 1 事業実施計画の作成等

水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成等、実施等必要な手続については、水産庁長官が別に定めるものとする。

### 2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、1に準じて行うものとする。

## 第4 事業造成資金等の造成

1 事業実施主体は、第2の別表に定める事業のうち、次の表（以下「表」という。）の左欄に掲げる事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化基金

2 基金は、国の補助金によって造成するものとする。

3 事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

4 この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

5 事業実施主体は、基金の管理については、1から4までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

## 第5 助成

1 国は、予算の範囲内において、第2に規定する事業に要する経費につき別に定めるところにより補助金（交付金を含む。以下同じ。）を交付するものとする。

2 事業実施主体は、表の左欄に掲げるいずれかの事業が完了したときは、速やかに、当該完了した事業に対応する基金の清算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、当該基金に残額が生じたときには、事業実施主体は当該残額のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

- 3 事業実施主体は、表の左欄に掲げる事業を実施するに当たり、使用する見込みのない基金の残高が生じた場合には、当該残高のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

#### 第6 施設等の管理運営等

この事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、事業の目的に従ってその管理運営等に努めるものとする。

#### 第7 収益納付

水産庁長官は、この要領に掲げる事業の実施に伴い、水産庁長官が別に定めるところにより、収益が生ずると認められる場合においては、当該収益の全部又は一部に相当する金額を、国に納付させるものとする。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金の額を限度とする。

#### 第8 補助金等の返納

水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であって、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、国に返納するものとする。

#### 第9 報告

事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

#### 第10 指導及び助言

国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

#### 第11 漁獲量等の報告及び資源管理の取組

- 1 別表に定める事業のうち、次に掲げる事業の利用者は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、その魚種別ごとに、漁獲量その他漁業生産の実績のほか、例えば許可漁業等については、漁業の種類、陸揚げ港、使用した網の大きさや反数、針数、釣り機台数その他の使用漁具の規格・規模、操業日、操業日数、操業区域、操業面積、操業時間（一操業ごと）、探索時間その他の操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。
  - (1) 水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業
  - (2) 水産業競争力強化緊急事業のうち競争力強化型機器等導入緊急対策事業
- 2 1に掲げる事業の利用者は、数量管理を基本とする資源管理計画の実施など、資源管理の取組を行うものとする。

#### 第12 その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

- 1 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例による こととする。
  - (1) 栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知）
  - (2) 栽培漁業事業実施要領（昭和50年6月6日付け50水研第198号農林事務次官依命通知）
  - (3) 漁場油濁被害対策事業実施要領（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）
  - (4) 漁業公害等対策事業実施要領（昭和51年7月24日付け51水研第868号農林事務次官依命通知）
  - (5) 漁業新技術開発事業実施要領（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林水産事務次官依命通知）
  - (6) 漁業振興事業実施要領（昭和60年9月5日付け60水振第2177号農林水産事務次官依命通知）
  - (7) 栽培漁業事業化総合推進事業実施要領（昭和61年4月24日付け61水振第1301号農林水産事務次官依命通知）

- (8) 200 海里開発促進新技術導入事業実施要領(昭和61年7月21日付け61水振第1684号農林水産事務次官依命通知)
- (9) 遊漁安全管理施設整備事業実施要領(昭和62年8月20日付け62水振第2181号農林水産事務次官依命通知)
- (10) 保護水面管理事業実施要領(平成元年8月7日付け元水振第1969号農林水産事務次官依命通知)
- (11) 漁村漁業経営強化特別対策事業実施要領(平成元年9月20日付け元水振第2583号農林水産事務次官依命通知)
- (12) 特定海域栽培漁業定着強化事業実施要領(平成2年6月7日付け2水振第1192号農林水産事務次官依命通知)
- (13) 資源管理型漁業推進総合対策事業実施要領(平成3年4月11日付け3水振第1713号農林水産事務次官依命通知)
- (14) 水産業改良普及情報システム化等事業実施要領(平成3年6月21日付け3水研第141号農林水産事務次官依命通知)
- (15) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業実施要領(平成4年4月9日付け4水振第1254号農林水産事務次官依命通知)
- (16) 防疫管理の拠点づくり事業実施要領(平成5年5月18日付け5水研第106号農林水産事務次官依命通知)
- (17) 新沿岸・沖合域総合開発地域活性化推進事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1836号農林水産事務次官依命通知)
- (18) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1854号農林水産事務次官依命通知)
- (19) 地域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第4号農林水産事務次官依命通知)
- (20) 広域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第5号農林水産事務次官依命通知)
- (21) 資源管理型漁業促進対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第270号農林水産事務次官依命通知)
- (22) さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知)
- (23) 内水面活性化総合対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知)
- (24) 養殖水産動物保健対策推進事業実施要領(平成6年6月27日付け6水研第181号農林水産事務次官依命通知)
- (25) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領(平成6年7月13日付け6水研第521号農林水産事務次官依命通知)
- (26) 地域水産物高度化推進圏形成事業実施要領(平成7年4月1日付け7水振第1074号農林水産事務次官依命通知)
- (27) 水産物消費改善総合対策事業実施要領(平成7年4月27日付け7水振第1272号農林水産事務次官依命通知)
- (28) 水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領(平成8年5月10日付け8水振第639号農林水産事務次官依命通知)
- (29) 資源管理型漁業推進体制整備事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第579号農林水産事務次官依命通知)
- (30) 都市漁村交流推進事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第604号農林水産事務次官依命通知)
- (31) 海面養殖業高度化事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第691号農林水産事務次官依命通知)
- (32) 漁獲管理情報処理システム整備事業実施要領(平成8年11月19日付け8水海第2223号農林水産事務次官依命通知)
- (33) 漁協経営強化総合対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第966号農林水産事務次官依命通知)
- (34) 海の恵みモデル事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第283号農林水産事務次官依命通知)
- (35) 美しいむらづくり対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知)
- (36) 漁港高度利用活性化対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第541号農林水産事務次官依命通知)
- (37) まぐろ類新流通形態パイロット事業実施要領(平成9年6月20日付け9水海第1168号農林水産事務次官依命通知)
- (38) 漁況海況情報サービス事業実施要領(昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知)
- (39) 水産業振興総合対策基本要綱(平成10年4月8日付け10水振第943号農林事務次官依命通知)

- 2 この要領による廃止前の漁場油濁被害対策事業実施要領第3の(1)の防除事業(以下「旧事業」という。)を実施していた財団法人漁場油濁被害救済基金が、水産業振興総合対策事業実施要領第3の別表の2の(民間団体分)の(4)の漁場環境保全対策等事業の事業内容の欄の2の(1)のアの防除事業(以下「新事業」という。)を実施する場合において、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金に残余があるときは、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
- 3 この要領による廃止前の海面養殖業高度化事業実施要領第3の1の(2)のイの養殖業高度化機械緊急整備リース事業、平成15年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の1の(1)のウの特定養殖業高度化機械緊急整備リース事業及び平成16年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の3の(1)のアの養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「旧事業」という。)により造成された基金に残余がある事業実施主体にあつては、引き続き当該残余をもって平成16年度予算に係る改正前の要領に基づき養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「新事業」という。)を実施できるものとし、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金の残余は、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
- 4 平成13年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された実践研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。
- 5 平成14年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。

- 6 平成 17 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 7 平成 19 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 8 平成 20 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

- 1 平成 21 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領に基づいて行われた事業に関して旧要領の規定により行うこととされている措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2693号農林水産事務次官依命通知)
  - (2) 漁場機能維持管理事業実施要領(平成21年5月29日付け21水管第482号農林水産事務次官依命通知)
  - (3) 魚価安定基金造成事業実施要領(昭和51年12月2日付け51水漁第6339号農林事務次官依命通知)
  - (4) 水産物産地販売力強化事業実施要領(平成21年3月30日付け20水漁第2553号農林水産事務次官依命通知)
  - (5) 鯨類捕獲調査円滑化事業実施要領(平成21年3月27日付け20水管第2657号農林水産事務次官依命通知)
  - (6) さけ・ます漁業協力事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2707号農林水産事務次官依命通知)

附 則

平成 22 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

平成 23 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日 25 水港第 189 号）

- 1 平成 24 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成 25 年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類捕獲調査事業又は健全な内水面生態系復元等推進事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。
- 3 平成 25 年 5 月 10 日から交付決定を行うまでの間に台湾の漁船により漁具等の被害が発生した場合であって、平成 25 年度予算に係る本要領に定める漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業（うち漁具復旧支援事業に限る。）の対象と認められる経費が発生した場合、その経費について補助の対象とすることができる。
- 4 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 中小漁業関連資金金融通円滑化事業実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2541号農林水産事務次官依命通知)
  - (2) 漁協経営基盤強化推進事業実施要領(平成22年3月30日付け21水漁第2963号農林水産事務次官依命通知)

(3) 漁協資金融通円滑化事業実施要領(平成22年3月30日付け水漁第29744号農林水産事務次官依命通知)

5 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則 (平成26年2月6日25水港第2654号)

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日25水港第3058号)

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領(平成15年1月30日付け水漁第2317号農林水産事務次官依命通知)(以下「旧要領」という。)は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月3日26水港第2785号)

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則 (平成27年2月3日26水港第3236号)

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度当初予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等並びに、この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、新規就業者対策基金及び国産水産物需給変動調整事業助成資金に係る基金又は資金等の運用から生ずる果実の取扱いについては、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成27年4月9日26水港第4028号)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 平成27年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成27年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類調査事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則 (平成28年1月20日付け27水港第2611号)

- 1 この通知は平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月29日付け27水港第3187号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。
- 3 無保証人型漁業融資促進事業実施要綱(平成23年3月31日付け22水漁第2457号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定に基づき漁業信用基金協会が引き受けた保証については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成28年10月11日付け28水港第2192号)

この通知は平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 水港第 3252 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 28 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める平成 29 年度予算に係る日本沿岸域鯨類調査事業、国際漁業連携促進事業のうち鯨類資源等持続的利用国際推進事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 水港第 2485 号）

この通知は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 水港第 3090 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める平成 30 年度予算に係る日本沿岸域鯨類調査事業、鯨類捕獲調査円滑化等事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業（大型クラゲ国際共同調査事業及び大型クラゲ緊急対策事業を除く。）又は漁業人材育成総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2269 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3176 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - （1）漁業経営基盤強化金融支援事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水漁第 1888 号農林水産事務次官依命通知）
  - （2）漁業関係資金利子助成事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水漁第 1903 号農林水産事務次官依命通知）
  - （3）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2455 号農林水産事務次官依命通知）
- 3 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1694 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業、平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水港第 1776 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 水港第 177 号）

- 1 この通知は、令和2年4月30日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める令和2年度予算に係る水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業、漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち水産業労働力確保緊急支援事業又は水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（令和2年6月9日付け2水港第882号）

- 1 この通知は、令和2年6月9日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める令和2年度予算に係る漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち水産業労働力確保緊急支援事業又は水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（令和2年6月12日付け2水港第888号）

- 1 この通知は、令和2年6月12日から施行する。
- 2 令和2年度第1次補正予算成立日（令和2年4月30日）から交付決定を行うまでの間に引き受けた特定災害資金に係る保証については、この通知による改正後の補助率を適用する。

附 則（令和3年1月28日付け2水港第2103号）

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち令和3年3月31日までの期間に引き受けた保証に係る水産業競争力強化金融支援事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日付け2水港第2278号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2の関係）

事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率
1. 水産資源の回復	<p>1. 新たな資源管理システム構築促進事業</p> <p>(1) 国際資源の管理体制構築促進事業</p> <p>ア 政府間協定等に基づく民間協議支援事業</p> <p>民間団体等が、我が国周辺諸国等の民間団体との間における我が国及び我が国周辺諸国等の関係水域（以下「関係水域」という。）における協調した資源管理を推進するための協議、民間協定の所要の見直し等を行うための交渉、関係水域における操業上の諸問題への対処を検討するための協議、これらに関する調査、事故・紛争の早期解決及び未然防止に関する協議、事故発生の際の現地調査及び我が国漁業者に対する関係水域における操業手引書の作成並びに事故の未然防止に関する指導を行う。</p> <p>イ 国際漁業戦略的連携促進事業</p> <p>米国、EU等の主要国の漁業政策、主要国が各RFMO（「地域漁業管理機関」をいう。以下同じ。）又は関係国に対して実施しようとする措置の動向を含むIUU漁業（「違法・無報告・無規制漁業」をいう。以下同じ。）対策等に関する情報収集・分析及び水産資源の持続的な利用に対する国際的な理解を深め、PSM協定（違法漁業防止寄港国措置協定をいう。）への加入促進を含むIUU漁業対策に係る共通の立場を醸成するため、国際会議等において情報発信及び働きかけを行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和3年度から令和6年度	定額
	<p>(2) 沖合・遠洋漁業における自主的資源管理体制高度化事業</p> <p>ア 自主的資源管理に係る調査・分析</p> <p>資源管理計画から資源管理協定への移行、自主的資源管理措置の適切な評価・検証及び高度化のための科学的な調査・分析等を行う。</p> <p>イ 自主的資源管理に係る協議会等開催</p> <p>自主的資源管理措置の高度化等を目的とする漁業者協議会、漁業者への普及等を目的とする講習会並びに調査に係る計画の策定及び調査結果の分析を目的とする検討会の開催を行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和3年度から令和6年度	定額
	<p>(3) IQ導入に向けた取組支援事業</p> <p>IQ（「個別漁獲割当て」をいう。以下同じ。）方式による管理又はIQ方式と他の方式を組み合わせた管理に係る措置に関し、当該措置の導入事例を対象としたその効果及び導入に向けた課題と改善策の検討に係る調査・分析等を行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和3年度から令和6年度	定額
	<p>(4) 遊漁船管理対策推進事業</p> <p>ア 遊漁講習会等検討委員会事業</p> <p>遊漁船業者等講習会事業、指導員育成派遣指導事業、遊漁船業実態調査事業及び漁場環境保全活動事業の実施内容を検討する会議を開催する。</p> <p>イ 遊漁船業者等講習会事業</p> <p>遊漁船業者等に対し、資源管理、遊漁船の安全航行及び利用者の安全確保のための講習会を開催する。</p> <p>ウ 指導員育成派遣指導事業</p> <p>遊漁者に対し、資源管理、遊漁の安全及び遊漁に関する規則等の遵守について指導を行う指導員を育成し、イベント等に派遣する。</p> <p>エ 遊漁船業実態調査事業</p> <p>遊漁船事故率の高い地域等における現地の実態を調査し、事故発生の背景となっている要因について分析を行う。</p> <p>オ 漁場環境保全活動事業</p> <p>遊漁者参加による漁場でのゴミ回収処理及び漁</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和3年度から令和6年度	定額



	<p>明している場合の防除費の額の認定等を行う。</p> <p>イ 認定審査会運営事業 中央漁場油濁被害認定審査会及び都道府県漁場油濁被害等認定審査会の運営を行う。</p> <p>(3) 漁場油濁被害防止対策事業 油濁被害発生を未然に防止するため、次の事業を行う。</p> <p>ア 漁場油濁防止対策普及事業 内水面を含む漁場油濁被害の未然防止及び軽減に向けて、油濁事故に関する必要な基本的知識及び対応策について、実技指導を含めた講習会の開催等を行う。</p> <p>イ 漁場油濁被害対策専門家派遣事業 防除作業等の専門家を確保・育成し、要請に応じ、現地に専門家の派遣等を行う。</p>				
	<p>8. 漁場環境改善推進事業</p> <p>(1) 栄養塩からみた漁場生産力回復手法の開発 ノリ等の海藻養殖が行われる冬季には、ケイ藻赤潮等により栄養塩が不足し、ノリやワカメ等の色落ち被害が発生することから、ノリ等の海藻養殖場の海域において、適正な栄養塩供給手法の開発等を支援する。</p> <p>(2) 赤潮及び貧酸素水塊の広域自動モニタリング技術の開発 赤潮・貧酸素水塊の発生状況の適切な把握と予察のため、水温、塩分、クロロフィル、濁度、溶存酸素等を広く観測できる連続観測装置の開発を行うとともに、広域の水質データを効率的に収集・公表するシステムの開発を支援する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成30年度から令和4年度	定額
	<p>9. さけ・ます漁業協力事業</p> <p>(1) ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な資金を造成する。</p> <p>(2) ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な事務を行う。</p>	太平洋小型さけ・ます漁業協会			3/4以内 定額
2. 漁業経営の安定	<p>1. 水産金融総合対策事業</p> <p>(1) 漁業経営基盤強化金融支援事業 認定漁業者及び自然災害等の影響を受けた漁業者等が借り入れる日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）が融資する資金及び漁業近代化資金等について事業実施主体が利子助成を行う。</p> <p>(2) 漁業関係資金利子助成事業 漁船・養殖施設整備等利子助成事業において平成27年度までに利子助成金の交付決定を受けた資金のうち、利子助成期間が終了していない事業について本事業年度に発生する利息に対する利子助成を行う。</p> <p>(3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業 農林水産大臣の認定を受けた漁業経営再建計画を実施する中小漁業者に対して行う利子補給に対する助成を行う。</p> <p>(4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業 認定漁業者が借り入れる低利の運転資金である漁業経営改善促進資金に係る基金協会が行う預託資金の借入れに対して利子補給を行う。</p> <p>(5) 漁業者保証円滑化対策事業</p> <p>ア 回収金減少支援事業 積極的な設備投資等を行う環境の整備や浜プランの実行を図るため、基金協会が保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係る保</p>	<p>公益財団法人農林水産長期金融協会</p> <p>全国漁業協同組合連合会</p> <p>日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国漁業協同組合連合会及び一般社団法人日本トロール底魚協会</p> <p>漁業信用基金協会</p> <p>漁業信用基金協会</p>		<p>平成31年度から令和3年度まで</p> <p>平成31年度から令和3年度まで</p> <p>昭和51年度から</p> <p>平成31年度から令和3年度まで</p> <p>平成31年度から令和3年度まで</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

<p>証を積極的に引き受けられるよう、当該保証に係る代位弁済により取得した求償権の償却に要する経費として積み立てる特別準備金への繰入れに充てる資金について基金協会に助成する。</p> <p>(ア) 設備資金に係る保証 (イ) 運転資金に係る保証 (ウ) 特定災害資金に係る保証</p> <p>イ 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業 漁業者等について基金協会が平成22年度までに引き受けた漁業緊急保証対策事業に係る保証に対し、漁業緊急保証対策保証支援事業及び漁業緊急保証対策保証料助成事業の不足額を助成する。</p> <p>ウ 漁業経営改善保証円滑化事業 認定漁業者等の設備投資後の負担を軽減し、その改善計画の実現を促進するため、基金協会に支払う保証料を助成する。</p>				<p>定 額</p> <p>定 額</p>
<p>(6) 中小漁業関連資金金融通円滑化等事業</p> <p>ア 中小漁業関連資金金融通円滑化事業 漁業者等について漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が平成21年度までに引き受けた保証に対し、基金協会が積み立てる求償権償却引当金等の費用の一部を助成する以下の事業を行う。</p> <p>(ア) 経営改善等支援事業（一般型） (イ) 漁業・地域維持対策事業</p> <p>イ 漁業運転資金金融通円滑化対策事業 基金協会が平成21年度までに引き受けた運転資金等に係る保証に対し、基金協会の特別準備金の積立てに要する費用の一部を助成する。</p>	<p>漁業信用基金協会</p>		<p>本事業に係る全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで</p>	<p>定 額</p>
<p>2. 漁協経営基盤強化対策支援事業 漁協系統が取り組む合併等を促進するため、外部専門家を活用して経営基盤の強化を目指す漁協の計画策定等の支援、公認会計士監査の導入に伴い必要となる漁協等の内部統制の整備の取組等の支援を行うとともに、これらの取組に併せて必要となる借入金に係る負担軽減等を行う。</p> <p>(1) 経営基盤強化等支援事業</p> <p>ア 経営基盤強化支援事業 県域で定める合併基本方針に基づく合併等を目指している漁協や販売事業の強化等により収益性の向上を目指している広域合併漁協に対し、経営コンサルタント等の外部専門家による事業計画の策定支援や合併に向けた県域内の漁協の現状分析、漁協系統役員に対する研修会等の実施を支援する。</p> <p>イ 公認会計士監査導入等円滑化事業 公認会計士監査や沿岸漁場管理制度に円滑に対応できるようにするため、漁協等の監査コストの低減を図るための取組や制度周知のための説明会の取組等を支援する。</p> <p>(2) 金融助成事業</p> <p>ア 金融助成事業（新規受付分）</p> <p>(ア) 利子助成事業 合併等の効果を早期に発現するための事業計画の実行や広域合併、公認会計士監査導入等のために必要となる借入金の利子助成を行う。</p> <p>(イ) 保証料助成事業 合併等の効果を早期に発現するための事業計画の実行や広域合併、公認会計士監査導入等のために必要となる借入金の保証料助成を行う。</p> <p>イ 金融助成事業（後年度負担分）</p> <p>(ア) 漁協事業改善促進事業</p> <p>a 利子助成事業 漁協経営基盤強化促進事業（令和2年度限り</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>平成31年度から令和3年度（ただし、（2）アの事業については事業内容欄の借入金の償還期限内、（2）のイの（ア）及び（イ）のa、bの事業については事業内容欄の既融資金の償還期限内、（2）のイの（イ）のcの事業についてはその全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで）</p>	<p>定 額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

<p>）の既融資分に係る利子助成を行う。</p> <p>b 保証料助成事業 漁協経営基盤強化促進事業（令和2年度限り）の既融資分に係る保証料助成を行う。</p> <p>(イ) 漁協経営改善推進事業 a 利子助成事業 漁協経営再建支援事業（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）の既融資分に係る利子助成を行う。</p> <p>b 保証料助成事業 漁協経営再建支援事業（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）の既融資分に係る保証料助成を行う。</p> <p>c 求償権償却経費助成事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業の漁協経営改革支援資金（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）の基金協会の債務保証について、既保証分に係る求償権償却経費に対する助成を行う。</p> <p>(3) 管理運営事業 （1）及び（2）の事業を円滑に実施するために、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会、漁協、漁業協同組合連合会、融資機関、保証機関等の関係機関との調整、支払手続等の事業の管理を行う。</p>				<p>定 額</p> <p>定 額</p>
<p>3. 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業</p> <p>(1) 経営体育成総合支援事業 ア 漁業担い手確保・育成事業 （ア）次世代人材投資（準備型）事業 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対して資金の交付を行うとともに、通信教育等の学習プログラムを通じた夜間・休日の受講支援及び事業の推進・指導を行う。</p> <p>(イ) 新規漁業就業者確保事業 a 漁業就業促進情報提供事業 求人・求職情報等の収集・管理、全国又は地方における就業準備講習及び漁業就業相談会の開催等を行う。</p> <p>b 長期研修支援事業 （a）漁業就業者研修事業 新規就業者の定着促進のため、受入機関が行う次の i 及び ii の事業に対し支援を行う。 i 地域の生活習慣、漁業に関する基礎的な知識等のオリエンテーション ii 乗船等による漁ろう技術習得のための漁業研修等 （b）研修生確保事業 研修生の研修に係る旅費に対し支援を行う。 （c）新規就業者数等調査・指導事業 全国の新規漁業就業者の実態を把握し、定着を促進するため、新規就業者数等の調査及び関係団体への指導を行う。</p> <p>c 経営・技術向上支援事業 収益力向上のための基礎的な経営管理の知識及び熟練漁業者の持つ技術やノウハウの習得に対し支援を行う。</p> <p>イ 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業 （ア）海技士養成コース受講生募集等事業 4級海技士養成のための履修コースを運営するため、a 及び b に掲げる事業を実施する。 a 受講生募集事業 4級海技士養成のための履修コースの受講生の募集、選定を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>ア 平成29年度から令和3年度</p> <p>イ 平成30年度から令和4年度</p>	<p>定 額</p>

<p>b 受講生管理事業 4級海技士養成のための履修コースの受講生のマネジメントを行う。</p> <p>(イ) 海技士養成のための乗船実習事業 水産高校卒業生を対象に4級海技士試験の受験に必要な乗船履歴の取得のための乗船実習を行う。</p>				
<p>(2) 福祉対策事業</p> <p>ア 漁村地域生活・福祉推進事業 漁業者の福祉向上を図るため、ライフプランナーの養成及び年金制度等の知識の普及等を行う。</p> <p>イ 漁業者高齢福祉共済事業</p> <p>(ア) 運営指導事務 漁業者高齢福祉共済事業の運営及び指導を行う。</p> <p>(イ) 業務推進 漁業者高齢福祉共済事業に係る推進や契約保全等を行う。</p>	<p>全国共済水産業協同組合連合会</p>		<p>平成30年度から令和4年度</p>	<p>定 額</p>
<p>(3) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業</p> <p>ア 漁船安全対策推進事業</p> <p>(ア) 漁業労働災害調査事業</p> <p>a 安全点検マニュアル作成普及等検討委員会 安全点検マニュアルの作成や漁業現場への普及等を検討するための会議を開催する。</p> <p>b 漁業労働災害調査 安全点検マニュアル作成のための調査を実施する。</p> <p>(イ) 安全推進員養成講習会事業</p> <p>a 沖合・遠洋安全推進員養成講習会 沖合・遠洋漁業に携わる漁業者を対象に「安全推進員」を養成するための講習会を開催する。</p> <p>b 沿岸安全推進員養成講習会 沿岸漁業に携わる漁業者を対象に「安全推進員」を養成するための講習会を開催する。</p> <p>(ウ) 安全責任者養成講習会事業</p> <p>a 沖合・遠洋安全責任者養成講習会</p> <p>(a) 安全責任者養成講習会 沖合・遠洋の漁業経営体等において安全操業の指導に携わった経験のある者を対象に「安全責任者」を養成するための講習会を開催する。</p> <p>(b) 安全責任者フォローアップ講習会 沖合・遠洋漁業の安全責任者が安全推進員等への指導状況等を確認するための講習会を開催する。</p> <p>b 沿岸安全責任者養成講習会</p> <p>(a) 安全責任者養成講習会 沿岸の漁業協同組合等において安全操業の指導に携わった経験のある者を対象に「安全責任者」を養成するための講習会を開催する。</p> <p>(b) 安全責任者フォローアップ講習会 沿岸漁業の安全責任者が安全推進員等への指導状況等を確認するための講習会を開催する。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>平成30年度から令和4年度</p>	<p>定 額</p>
<p>イ 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業</p> <p>(ア) 船舶自動識別装置導入促進事業</p> <p>a 船舶自動識別装置（AIS）導入支援 高齢漁業者が操船するAIS未導入漁船を対象に、AISの導入を行うにあたって、当該経費の一部に対し定額助成金の支払いに取り組む。</p> <p>b AIS導入推進事務</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>平成29年度から令和3年度</p>	<p>定 額</p>

<p>a に示す事業を行うにあたり必要となる事務を行う。</p> <p>(イ) 環境規制適応型冷凍技術開発実証事業</p> <p>a 空気冷媒超低温冷凍システム漁船技術導入</p> <p>(a) 技術導入 漁船に搭載可能な超低温冷凍システムの設計及び開発を行う。</p> <p>(b) 検討設計データ整理 漁船に搭載可能な超低温冷凍システムの設計及び開発を行うための調査及びデータ整理を行う。</p> <p>(c) 導入技術分析検討 技術的・専門的観点から分析・評価を行うための委員会を開催し、結果を報告する。</p> <p>b 新冷媒化実証事業</p> <p>(a) 開発設計実証 既存漁船の超低温冷凍システムに温暖化係数450以下の新冷媒を導入するための手法開発及びシステム改修の試設計・実証を行う。</p> <p>(b) 検討・データ整理 既存漁船の冷凍機に利用可能な新冷媒の設計を行うための調査及び新冷媒の評価のためのデータ整理を行う。</p> <p>(c) 導入技術分析検討 技術的・専門的観点から分析・評価を行うための委員会を開催し、結果を報告する。</p>				
<p>(4) 漁業担い手確保緊急支援事業</p> <p>ア 漁業リカレント教育支援事業 漁業に関する知識・技術の習得に向け、通信教育教材の作成・配信及び技術実習の受講の支援を行う。</p> <p>イ 漁業就業支援事業</p> <p>(ア) 漁業就業促進情報提供事業 就業促進を図るための広報素材の作成並びに就業相談会及び就業準備講習会の開催を行う。</p> <p>(イ) 次世代人材投資（準備型）事業 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ者に対して資金の交付及び事業の推進・指導を行う。</p> <p>(ウ) 長期研修支援事業 新規就業者の定着を促進するため、受入機関が行う漁ろうの技術・知識等の習得を図る漁業研修の支援を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>令和2年度</p>	<p>定額</p>
<p>(5) 水産業労働力確保緊急支援事業</p> <p>ア 人材確保支援事業</p> <p>(ア) 人材確保支援 新型コロナウイルス感染症の影響により人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が地域の作業経験者等を雇用する場合、掛かり増し経費の一部を助成する。</p> <p>(イ) 人材確保支援事業運営 運営委員会の開催、効果的で速やかな事業の知、公募、支払事務、現地調査等を行う。</p>	<p>全国水産加工業協同組合連合会</p>		<p>令和2年度</p>	<p>定額</p>
<p>イ 遠洋漁業の船員対策事業</p> <p>(ア) 船員対策支援 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い外国人船員の確保が困難な場合、既存の外国人船員の継続雇用等に係る掛かり増し経費の一部を助成する。</p> <p>(イ) 船員調整等事務 マルシップ外国人船員の漁船間調整業務、マルシップ承認手続支援、事業の支払事務等を行う。</p>	<p>一般社団法人大日本水産会</p>		<p>令和2年度</p>	<p>1 / 2 以内  定額</p>
<p>4. 北方海域出漁者経営安定支援事業 漁業者の北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）の領海における操業の円滑な実施を確保しつ</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事</p>		<p>平成30年度から令和5年度</p>	<p>定額</p>